

清須市週休2日制工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）において、建設業における若手の技術者及び女性技術者の確保及び育成並びに企業及び労働者の労働環境改善に向けた意識の向上を図るため、建設業における週休2日の普及に向けた取組に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日 対象期間において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。
- (2) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、28.5パーセント（4週8休）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5パーセントに満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。
- (3) 対象期間 工事の始期から工事の終期までの期間（次に掲げる期間を除く。）をいう。
 - ア 準備期間（工事に係る契約の締結日（以下「契約締結日」という。）の翌日から工事の始期の前日までの期間をいう。）
 - イ 後片付け期間（工事の終期の翌日から工事完成届を提出する日までの期間をいう。）
 - ウ 工事の請負者が定める夏季休業の期間
 - エ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間
 - オ 工場製作のみの期間
 - カ 事故等により工事が稼働していない期間

キ 天災等の突発的な事情による対応期間

- (4) 現場閉所 安全点検、巡視等を除き、現場作業（現場事務所での事務を含む。以下同じ。）を一切行わない状態をいう。

（発注方式）

第3条 週休2日を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）の発注は、次のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 発注者指定型 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式
(2) 受注者希望型 受注者が、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までに、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

（対象工事）

第4条 週休2日制工事の対象となる工事は、清須市の発注する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 設計金額が3,000万円未満の工事
(2) 著しく対象期間が短い工事
(3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
(4) 緊急の応急復旧工事
(5) その他市長の定める工事

（取組内容）

第5条 週休2日制工事を実施する工事の取組の内容は、次の各号に掲げる発注方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 発注者指定型 次に掲げる取組

ア 受注者は、施工計画書を提出するまでに、週休2日の取得計画が分かるように計画表を作成の上、工事打合簿により監督員に提出し、監督員はこれを確認すること。

イ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況報告書を提出すること。この場合において、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認すること。

ウ 発注者が週休2日に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者はこれに協力しなければならないこと。

- (2) 受注者希望型 次に掲げる取組

ア 受注者は、週休2日制工事に取り組む場合には、工事に係る契約の締結後、施工計画書を提出するまでに、週休2日の取得計画が分かるように計画表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うこと。ただし、週休2日の実施に伴う工期の変更は行わないこと。

イ 監督員は、アの協議の結果、当該工程で週休2日の確保ができると認めた場合は、当該工事を週休2日制工事とする旨を回答すること。

ウ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況報告書を提出すること。この場合において、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認すること。

エ 発注者が週休2日に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者はこれに協力しなければならないこと。

(経費の補正)

第6条 週休2日制工事を実施する工事については、次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に定める割合を用いて経費の補正を行うものとする。(※市場単価の補正対象及び補正係数は、別表によるものとする。)

(1) 建築工事以外の工事

適用区分	完全週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

(2) 建築工事

適用区分	完全週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.01	

(3) 土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事

愛知県「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（愛知県農業水産局・農林基盤局）」で定められた補正係数の表を適用するものとする。

2 発注者は、現場閉所状況の確認後、前項の規定による経費の補正を行い、変更契約を締結するものとする。

(工事名)

第7条 発注者は、週休2日制工事の対象となる工事のうち、発注者指定型を採用する工事を一般競争入札又は指名競争入札に付するときは、工事名の末尾に「(週休2日)」と記載するものとする。

(特記仕様書)

第8条 発注者は、週休2日制工事の対象となる工事を一般競争入札又は指名競争入札に付するときは、特記仕様書に当該工事が週休2日制工事の対象となる工事である旨を明示するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

週休2日工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防護柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防止柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01

コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1. 0 1	1. 0 1
区画線工		1. 0 2	1. 0 2
高視認性区画線工		1. 0 2	1. 0 2
橋梁塗装工		1. 0 1	1. 0 1
構造物とりこわし工	機械	1. 0 1	1. 0 1
	人力	1. 0 2	1. 0 2
コンクリートブロック積工		1. 0 2	1. 0 2
排水構造物工		1. 0 2	1. 0 2
鋼製排水溝設置工		1. 0 2	1. 0 2
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1. 0 1	1. 0 1
	高所作業車	1. 0 1	1. 0 1
表面含浸工	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2
漏水対策材設置工	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2
防草シート設置工		1. 0 1	1. 0 1
紫外線硬化剤FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1. 0 1	1. 0 1
	高所作業車	1. 0 1	1. 0 1
塗膜除去工		1. 0 2	1. 0 2
パキュームブラスト工		1. 0 1	1. 0 1
道路反射鏡設置工	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
仮設防護柵設置工		1. 0 2	1. 0 2
機械式継手工		1. 0 2	1. 0 2
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 0 1	1. 0 1
ノンコーキング式コンクリート		1. 0 1	1. 0 1

FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01